

令和8年度	工 事 設 計 書	
	(三 重 県)	
港湾名	鳥羽港	
履行場所	三重県鳥羽市鳥羽	
工種	公共土木施設維持管理（佐田浜岸壁外）清掃業務委託（単価契約）	
設計金額	一金 円也	
工期	令和9年3月23日限り	
工 事 の 概 要		起 工 理 由
清掃業務 1 式		

明 細 書

工 種	材 料	施工面積	1人当たりの 施工面積	員 数	数 量	合計数量	単 位	単 価	金 額	摘 要
鳥羽港 公共土木施設維持管理（佐田浜岸壁外）清掃業務委託 （単価契約） （1日当り）										
1 流木・漂着物処理清掃業務（佐田浜岸壁・安楽島物揚場・赤崎岸壁・中之郷岸壁・岩崎岸壁・旧佐田浜岸壁 外）										
清 掃 費					1 日	2	人			清掃6.5h
諸 経 費						1	式			交通費、搬送費、草刈機燃料費、作業写真
事 務 費						12	%			
計										
消 費 税 相 当 額						10	%			
工事費計										

特記仕様書

1. 当該業務は、鳥羽港港湾区域内(佐田浜岸壁・安楽島物揚場・赤崎岸壁・中之郷岸壁・岩崎岸壁・旧佐田浜岸壁 外)の漂着物回収及び清掃・除草作業を行うものである。
(年間実施予定日数 34日程度)
2. 岸壁・物揚場等の清掃については、これら施設の汚れ具合、ゴミの量等により、監督員の指示により行うものとする。
3. その他作業に関する事項や提出書類等については、監督員の指示により対応するものとする。
4. (1)受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。(2)受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条第2項の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。